

各位

不動産投資信託証券発行者名
野村不動産マスターファンド投資法人
代表者名 執行役員 吉田 修平
(コード番号：3462)

資産運用会社名
野村不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 片山 優臣
問合せ先 NMF 運用グループ統括部長 増子 裕之
03-3365-8767 nmf3462@nomura-re.co.jp

自己投資口の取得及び消却に関する事項の決定に関するお知らせ

野村不動産マスターファンド投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）は、2024年10月17日開催の本投資法人役員会において、投資信託及び投資法人に関する法律第80条の5第2項の規定により読み替えて適用される同法第80条の2の規定に基づき、自己投資口取得に関する事項に関し決議するとともに、投資信託及び投資法人に関する法律第80条第2項及び第4項の規定に基づき、取得した全ての自己投資口の消却について関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己投資口の取得の理由

本投資法人は、投資口価格の水準、手元資金の状況、財務状況及びマーケット環境等を総合的に勘案した結果、自己投資口の取得及び消却により資本効率の向上と投資主還元を行うことが、中長期的な投資主価値の向上につながると判断するに至り、自己投資口の取得を決定いたしました。

2. 自己投資口の取得の内容

(1) 取得し得る投資口の総数	25,000口を上限とする。 発行済投資口の総口数（自己投資口を除きます。）に対する割合 0.54%
(2) 投資口の取得価格の総額	3,000百万円を上限とする。
(3) 取得期間	2024年10月18日から2024年12月17日迄とする。
(4) 取得方法	証券会社との自己投資口取得に係る取引一任契約に基づき、東京証券取引所における市場買付により取得する。

上記の取得し得る投資口の上限若しくは投資口の取得価格の総額の上限のいずれかに至った時点、又は上記の取得期間が満了した時点で、本投資法人による自己投資口取得は終了する予定です。なお、投資口の取得価額の総額については、手元資金の状況、自己投資口取得実行後のLTV水準等に鑑み、その規模を決定しました。

(注) 市場動向等により、取得口数及び取得価額の総額が上限に達せず、又は取得が全く行われない場合があります。



3. 自己投資口の消却の内容

(1) 消却する投資口の総数	本自己投資口取得により取得した自己投資口の全口数
(2) 消却予定日	2025年1月17日

(注) 消却する自己投資口の数、本自己投資口の取得完了後、改めてお知らせいたします。

【ご参考】

1. 2024年10月17日時点の自己投資口の保有状況

発行済投資口数 (自己投資口を除きます。)	4,667,444口
自己投資口数	0口

以上

本投資法人のホームページアドレス：<https://www.nre-mf.co.jp>

